

第22期第12回 松浦海区漁業調整委員会 議事概要

1 日 時 令和4年4月19日(火) 午後3時00分～午後3時55分

2 場 所 唐津市水産会館 多目的ホール

3 出席者 松浦海区漁業調整委員

会 長 川 崙 和 正

会長職務代理者 池 田 宏 子

委 員 坂 本 安 則

” 川 口 安 教

” 坂 口 正 人

” 後 藤 政 則

4 臨席者 佐賀県農林水産部水産課

漁業調整担当係長 寺 田 雅 彦

海区漁業調整委員会事務局

事務局長 江 口 泰 蔵

主任主査 川 崎 明 弘

5 議題及び議決事項

(1) きす一重流し刺網漁業に係る特認許可方針(案)について(諮問)

・・・一部修正を付され承認

(2) 改良しき網漁業許可について(協議)

・・・原案どおり承認

(3) 水産流通適正化法について(報告)

・・・報告のみ

(4) その他

・・・事務局から次回の委員会の日程について説明

6 各議題の説明者及び質疑応答の概要

(1) 説明者

議題 1・2 川崎主任主査

議題 3 寺田係長

議題 4 江口事務局長

(2) 質疑応答

【議題（1）について】

〔池田委員〕

許可の基準について、承継に係る部分がよく分からない。承継する、される、その承継というのがどっちを主において、承継という言葉を使っておられるのかがはっきりしない。

また、承継する者と2親等以内の親族という表現が分からない。

〔寺田係長〕

認識としては、受ける側が承継するという考えであり、後ろの方の表現がおかしい。文言を修正する。

【議題（2）について】

〔池田委員〕

県の考え方としては改良しき網も、しき網漁業の中に組み込んで許可を出されるということか。改良しき網だから特別になるのか。

〔寺田係長〕

通常のしき網の許可とは別の漁業に当たるのではないか、という過去の委員会での協議がある。審議の結果、委員会の場をもって、改良型しき網漁業というものを委員会に諮り、承認をいただいでできる漁業というような形になっている。

【議題（3）について】

〔坂口委員〕

新しく法律が作られ、事務方のほうも大変だろうと思うが、漁業者への説明については。

〔寺田係長〕

各漁協の総会等で漁業者さんが集まられたときに、今回の新法律ができたこと説明し、漁業者さんに対して実際にどういう作業が出てくるかというところの説明を行う。